

1-64

総発第453号 昭和25年10月23日

文部大臣 天野貞祐 殿

日本学術会議会長 亀山直人

高等・中・小学校の科学教育について（申入）

本会議は、10月6日、本会議第7回総会において左記のことを議決いたしました。

本会議は、このことについて政府が深甚なる考慮を払われるよう、希望します。

記

高等・中・小学校における科学教育は現在余りにも等閑に附されており、その現状はまことに寒心に堪えないものがある。このことは、科学研究の将来に大きな悪影響を及ぼすものであるから、その原因を探究して速かに適切な措置を講ずる必要があるが、さしあたり、高等・中・小学校の理科教育において、最低限必要な実験設備の内容について検討する必要があると思われるので、このことについて本会議に諮問されたい。

なお、右に関連して、現状改善の一端として、教育に対する負担をできるだけ軽くして、科学教育に専念し得るよう取り計られたい。

1-65

総発第454号 昭和25年10月23日

内閣総理大臣 吉田茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

私立大学に関する立法的措置について（申入）

私立学校法（昭和24年法律第270号）には、私立大学の特殊性からみて必要な規定が不足している。私立大学をして最高学府として權威を得させ、学問の正しい在り方を護持するために適当な立法的措置を講ずる必要性に鑑み、去る10月6日の本会議第7回総会の総決に基き、政府が、国立大学管理法の例にならい、協議会を設けて審議を進め、なお、その際、私立大学の自治を尊重する立場から、特に次の諸点について留意されるよう、ここに申し入れます。

1. 私立学校法の規定する私立大学審議会の権限を拡大・強化し、かつ、その構成について更に考慮を加えること。
2. 研究ならびに教育に関する教授会の主体性を明らかにする規定及び教授その他の教育につきその地位を保障する規定を設けること。
3. 財政的補助乃至助成に伴う政府の監督は、経理面のそれに限る旨の規定を設けること。

1-66

総発第455号 昭和25年10月23日

内閣総理大臣 吉田茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

学術研究機関の災害復旧について（申入）

本会議は、去る10月6日の本会議第7回総会の議決に基き、政府の標記のことに対する措置につ